

広島県告示第五百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和五年四月十三日までの間、縦覧に供する。

令和五年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	供用を開始する日
県道宇賀安田線	世羅郡世羅町大字安田字平ヶ迫一・二・三・六・一 番一 地先 から 世羅郡世羅町大字安田字殿風呂五八五番四地先まで	令和五年三月二日